



平成 25 年 8 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社フォーバルテレコム
代 表 者 代表取締役社長 谷井 剛
(コード：9445 東証マザーズ)
問合せ先 取 締 役 山 本 忠 幸
電話番号 03-3233-1301

株式分割、単元株制度の採用、配当予想の修正および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 8 月 20 日開催の取締役会において、下記の通り、株式分割、単元株制度の採用、配当予想の修正および定款の一部変更（発行可能株式総数の変更）について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割および単元株制度の採用の目的

平成 19 年 11 月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式を上場している証券市場の利便性・流動性の向上に資するため、1 株を 100 株に分割するとともに単元株制度の採用を行います。なお、この株式の分割および単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 9 月 30 日（月）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主が所有する当社株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成 25 年 9 月 30 日（月）最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数といたします。

平成 25 年 7 月 31 日（水）現在の発行済株式総数を基準に計算すると次のとおりとなります。

| | |
|-------------------|--------------|
| ① 株式の分割前の発行済株式総数 | 166,932 株 |
| ② 株式の分割により増加する株式数 | 16,526,268 株 |
| ③ 株式の分割後の発行済株式総数 | 16,693,200 株 |
| ④ 株式の分割後の発行可能株式総数 | 66,000,000 株 |

(3) 分割の日程

| | |
|----------|---------------------|
| ① 基準日公告日 | 平成 25 年 9 月 13 日（金） |
| ② 基準日 | 平成 25 年 9 月 30 日（月） |
| ③ 効力発生日 | 平成 25 年 10 月 1 日（火） |

3. 単元株制度の採用

(1) 単元株式の数

「2. 株式分割の概要」の効力発生日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とします。

(2) 単元株制度の効力発生日

効力発生日 平成 25 年 10 月 1 日（火）

（参考）平成 25 年 9 月 26 日（木）をもって、証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

4. 期末配当予想の修正

平成 26 年 3 月期の配当予想につきましては、当社普通株式 1 株を 100 株に分割することに伴い、平成 25 年 5 月 13 日に発表いたしました平成 26 年 3 月期の 1 株当たり期末配当予想 800 円を 8 円に修正いたします。

なお本件は、上記株式分割に伴う配当予想の修正であり、平成 25 年 5 月 13 日発表の配当予想に実質的には変更ございません。

| | 1 株当たり配当金 | | |
|------------------------------|---------------------|-------------------|-----------------|
| | 第 2 四半期末 | 期末 | 合計 |
| 前回予想 (平成 25 年 5 月 13 日公表) | 円 銭 700 00 | 円 銭 800 00 | 円 銭 1,500 00 |
| 今回修正 | 円 銭 (注 1) 700 00 | 円 銭 (注 2) 8 00 | 円 銭 (注 3) 二 |
| 前期実績 (平成 25 年 3 月期) | 円 銭 700 00 | 円 銭 800 00 | 円 銭 1,500 00 |

(注 1) 株式分割実施前の配当予想となります。

(注 2) 株式分割実施後の配当であり、分割実施を考慮しない場合の期末配当予想金額は 1 株当たり 800 円となります。

(注 3) 株式分割を考慮しない場合の年間配当金は 1,500 円であり、実質的な変更はありません。

5. 定款の一部変更

定款変更の理由および内容（発行可能株式総数の変更）

「2. 株式分割の概要」および「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づく取締役会決議により、平成 25 年 10 月 1 日（火）をもって当社定款の一部を変更いたします。発行可能株式総数を株式分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）の変更を行うものであります。

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しています。）

| 現行規定 | 変更案 |
|--|--|
| （発行可能株式総数） 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>6 6 0, 0 0 0</u> 株とする。 | （発行可能株式総数） 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>6 6, 0 0 0, 0 0 0</u> 株とする。 |
| （単元株式数） 第 7 条 当社の単元株式数は、1 0 0 株とする。 | 〔同左〕 |
| （単元未満株式についての権利） 第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 1 8 9 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 1 6 6 条第 1 項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利 | 〔同左〕 |
| （単元未満株式の買増し） 第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。 | 〔同左〕 |

| 現行規定 | 変更案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>第1条 第7条ないし第9条は、当社が単元株制度を導入した時から有効とし、同日をもって本条を削除するものとする。</u></p> | <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>第1条 第6条ないし第9条は、平成25年10月1日をもってその効力を生じる。なお、本附則は、効力発生日後にこれを削除する。</u></p> |

以 上